

新たにお店を始められる皆様へ

建物又はその部分を使用し店舗等を出店される方は、利用者の皆様の安全を確保するために消防法令で設備の設置、また各種手続きが必要となる場合があります。開業の準備に先立って、必ず最寄りの消防署へご相談ください。

・使用開始の届出

店舗の使用を開始する日の7日前までに、防火対象物使用開始届出書の届出が必要です。

・消防用設備等について

新たに店舗を開業する場合、また店舗の修繕、模様替え、間仕切り変更等の行為をする場合は、消防用設備等（消火器等）が必要となる場合がありますので消防署に相談して下さい。

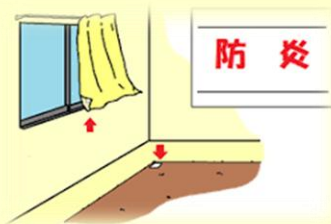
・防火管理者の選任

建物全体の収容人員が30人以上の場合、防火管理者を選任して管轄消防署長に届出する必要があります。



・防災物品の使用

カーテン、じゅうたん等は防災ラベルのついた防災物品を使用する必要があります。



ご不明な点は、建物住所を管轄する消防署へお問い合わせください。